

森林の所有者届出制度が 4月からスタートします

今年4月以降、森林の土地所有者となった人は役所への事後届け出が義務付けられました。

届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した人は、面積にかかわらず届け出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づき土地売買契約の届け出を提出している人は対象外です。

届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある役所に届け出をしてください。

届出事項

届出書には▼届出者▼所有者の住所、氏名▼所有者となった年月日▼所有権移転の原因▼土地の所在場所・面積▼土地の用途として、登記事項証明書(写し)可)または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

問い合わせ

役場 産業課
林政係

内線 2216

愛媛県 林業政策課
089-91212588

ニュータウン鬼北の里 好評分譲中

申し込み資格

- ・自らが居住する住宅を建設するための宅地を必要とする人
- ・土地売買代金を指定期日までに一括して支払うことが出来る人
- ・契約日から5年以内に自らが居住する住宅を建設し、継続居住が確実である人
- ・契約書の条件を承知し、購入を希望する人
- ・申し込み時の年齢が満20歳以上の人

【分譲価格】

宅地					
No	面積 (㎡)	55歳以上	45～54歳	35～44歳	34歳以下
9	280.87	8,804,000	7,923,600	7,043,200	6,162,800
15	297.11	10,202,000	9,181,800	8,161,600	7,141,400
19	283.48	9,927,000	8,934,300	7,941,600	6,948,900
25	231.51	7,934,000	7,140,600	6,347,200	5,553,800
26	237.29	7,745,000	6,970,500	6,196,000	5,421,500
27	236.49	7,791,000	7,011,900	6,232,800	5,453,700
28	237.07	7,737,000	6,963,300	6,189,600	5,415,900
29	231.17	8,009,000	7,208,100	6,407,200	5,606,300
31	237.04	7,656,000	6,890,400	6,124,800	5,359,200
32	236.90	7,579,000	6,821,100	6,063,200	5,305,300
33	236.96	7,581,000	6,822,900	6,064,800	5,306,700
34	237.15	7,587,000	6,828,300	6,069,600	5,310,900
35	261.47	8,694,000	7,824,600	6,955,200	6,085,800
41	283.96	9,847,000	8,862,300	7,877,600	6,892,900
43	289.51	9,843,000	8,858,700	7,874,400	6,890,100
45	289.95	9,759,000	8,783,100	7,807,200	6,831,300

※年齢基準日は申込日の年齢です。

多目的用地

No	面積 (㎡)	価格	No	面積 (㎡)	価格
101	37.85	378,500	112	40.34	403,400
102	37.03	370,300	113	33.77	337,700
110	39.80	398,000	114	33.77	337,700

問い合わせ

役場 企画財政課
企画係
内線2231

・多目的用地は、分譲地の土地を購入する人
分譲価格に対する移転費支援
県外から移転：50万円割引
町外から移転：10万円割引
補助事業
町産材を利用して建築した住宅、太陽光発電設備を設置した住宅には補助があります。鬼北町産材木造住宅建築推進事業・鬼北町太陽光発電利用促進事業